

~~~~~付記転出される方~~~~~

付記転出について

- ※ 付記転出届を必ず役場住民課宛に郵送してください。
(付記転出届は前もって行ってください。)

届出書には、必ず付記転出をする方の連絡先電話番号(昼間)を記入して下さい。

- ※ 届出書の記入漏れ等で転出内容の確認ができない場合、連絡先の記入がないと付記転出処理ができない場合がありますので、ご注意ください。
- ※ 異動される世帯員のどなたかが住民基本台帳カードをお持ちになっていることをお確かめください。
- ※ 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・乳児医療・児童手当等、該当される方は、別途手続きが必要になりますので、くわしくは、それぞれの担当課へお問い合わせください。

転入届について

新しい住所地に転入されたら、その日から14日以内に転入届をしてください。もし、この届けを忘れますと、住民登録がなくなるばかりでなく、過料に処せられることがあります。

※転入手続きには、以下のものがが必要です。

- (1) 印鑑(代理人が届出をする場合は、代理人の印鑑も必要です)
- (2) 住民基本台帳カード
- (3) 国民健康保険被保険者証(転入先世帯の方が加入している場合)
- (4) 国民年金手帳(第1号被保険者の方)

(注)届出期間(転入してから14日を経過した日又は、転出予定日を30日経過した日)を過ぎると、通常の転出届になるため転出証明書が必要となります。

転出を取り止めた場合

役場住民課にて、印鑑をご持参の上、転出取消の手続きをしてください。

付記転出届送付先(連絡先)

〒771-1392

徳島県板野郡上板町役場 住民人権課 まで

☎088-694-6809